**特別養護老人ホームサルビア荘**

**指定短期入所生活介護事業運営規程**

**第１章　事業の目的及び運営の方針等**

（目的）

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームサルビア荘（以下、「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第２条　事業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

２　事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　　特別養護老人ホーム　サルビア荘

二　所在地　　　群馬県伊勢崎市国定町２丁目２３４５番地

**第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容**

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

　　一　管理者　　１人（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）

　　　　　管理者は、従業者の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

　　二　医師　２人（嘱託）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

　　三　生活相談員　１人以上（常勤）

　　　　　利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

　　四　介護職員　２０人以上（指定介護老人福祉施設と兼務）

　　　　　利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

　　五　看護職員1名以上

　　　　　利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

　　六　管理栄養士　１人（常勤）

　　　　　食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

　　七　機能訓練指導員　１人（常勤）【地域密着型介護老人福祉施設と兼務】

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

　　八　事務職員　３名（指定介護老人福祉施設と兼務）

　　　　　事務職員は、必要な事務を行います。

**第３章　利用定員と送迎**

（利用者の定員）

第５条　利用定員は次のとおりとする。

　一　併設利用型　　１０名

　二　空床利用型　　特別養護老人ホームの定員５０名以内

（通常の事業実施地域）

第６条　通常の事業実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）を区域とします。

**第４章　設備及び備品等**

（居室）

第７条　利用者の居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。

（静養室）

第８条　事業者は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員又は看護職員室に隣接して設けます。

（食堂）

第９条　事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるデーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

（浴室）

第10条　事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

（洗面所及び便所）

第11条　事業者は、必要に応じて洗面所や便所を設けます。

（機能訓練室）

第12条　事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練機具等を備えます。

（介護職員室）

第13条　事業者は、居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

（その他の設備）

第14条　事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けます。

**第５章　同意と契約**

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第15条　事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第16条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

**第６章　サービスの提供**

（短期入所生活介護計画の作成）

第17条　事業所の管理者は、介護支援専門に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

３　計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議うえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

４　計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。

５　計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

（サービスの取り扱い方針）

第18条　事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（短期入所生活介護の内容）

第19条　短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

　　一　日常生活上の介護

　　二　食事の提供

　　三　機能訓練

　　四　健康管理

　　五　相談・援助

（食事の提供）

第20条　食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離礁して食堂で行うよう支援します。

２　食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

　　　朝食　　７：３０～　８：３０

　　　昼食　１２：００～１３：００

　　　夕食　１８：００～１９：００

（相談及び援助）

第21条　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じると共に必要な助言やその他の援助を行います。

（機能訓練）

第22条　事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

（健康管理）

第23条　事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

（その他のサービスの提供）

第24条　事業者は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。

２　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

（利用料及びその他の費用）

第25条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用者の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　第１項利用料及び第２項費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を減免するものとする。

５　事業者は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

　一　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

　二　滞在に要する費用

　三　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　四　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　五　送迎に要する費用

　六　理美容代

　七　その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

６　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

（利用料の変更等）

第26条　事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

**第７章　留意事項**

（喫煙）

第27条　喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力をいただきます。

（飲酒）

第28条　飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力をいただきます。

（衛生保持）

第29条　利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

（禁止行為）

第30条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　三　事業所の秩序、風気を乱し、安全衛生を害すること。

　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第31条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

**第８章　従業者の服務規程と質の確保**

（従業者の服務規程）

第32条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（衛生管理）

第33条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

２　感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（従業者の質の確保）

第34条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

第35条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個 人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

**第９章　緊急時、非常時の対応**

（緊急時の対応）

第36条　従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生時の対応）

第37条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（非常災害対策）

第38条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　事業者は、防火管理者を選任します。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、サルビア荘はこの計画に基づき、毎年９月及び３月に避難及び救出その他必要な訓練を行います。

（業務継続計画の策定等）

第39条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**第10章　虐待の防止のための措置に関する事項**

（虐待防止への取り組み）

第40条　施設は、入所者又は他の利用者等の生活上の安全を確保するとともに、虐待防止に資するため従業員を教育するものとする。

２　施設は、入所者に対する虐待を発見した場合、速やかに市町村等に通報し入所者の安全 確保に努めるとともに、虐待防止策を講ずる

**第11章　その他**

（地域との連携）

第41条　事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（勤務体制）

第42条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

３　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

（記録の整備）

第43条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

（苦情処理）

第44条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（掲示）

第45条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

（協力医療機関等）

第46条　事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

（その他）

第47条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

**第12章　雑　　則**

（改正）

第48条　この規程の改正は理事会の議決により行う。

　　附　則 この規程は、平成12年４月１日から施行する。

　 附　則 この規程は、平成13年４月１日から施行する。

　　附　則 この規程は、平成15年４月１日から施行する。

　　附　則 この規程は、平成17年３月28日から施行する。

　　附　則 この規程は、平成17年10月１日から施行する。

　　附　則 この規程は、平成18年４月１日から施行する。

　　附　則 この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則 この規程は、平成28年４月１日から施行する。

　　附　則　　　　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

　　附　則　　　　この規程は、平成30年８月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、令和元年10月１日から施行する。

　　附　則　　　　この規程は、令和２年１月１日から施行する。

　　附　則　　　　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　　　　この規程は、令和６年６月１日から施行する。

第２５条関係（別紙）

１　食費・滞在費の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| 滞在に要する費用 | 多床室　日額　８５５円 |
| 滞在に要する費用  （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者  多床室 なし |
| 第２段階認定者  多床室　　　　　日額　３７０円 |
| 第３段階認定者  多床室　　　　　日額　３７０円 |
| 食事の提供に要する費用 | 一日　　　　１，４４５円  朝食　　　 　　３４６円  昼食　　　 　　６０７円  　 夕食　　　　 　４９２円 |
| （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者 　　日額　　　　３００円 |
| 第２段階認定者 日額　　　　３９０円 |
| 第３段階認定者① 日額　　１，０００円  　　　　　　　②　 日額　　１，３００円 |

２　併設短期入所生活介護費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　　目 | 金額 | | |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 従来型  （多床室） | 要介護１ | 614円/日 | 1,227円/日 | 1,840円/日 |
| 要介護２ | 684円/日 | 1,367円/日 | 2,051円/日 |
| 要介護３ | 758円/日 | 1,516円/日 | 2,273円/日 |
| 要介護４ | 829円/日 | 1,658円/日 | 2,487円/日 |
| 要介護５ | 899円/日 | 1,798円/日 | 2,697円/日 |
| 加 算 | 送迎加算 | 188円/回 | 375円/回 | 562円/回 |
| 機能訓練指導体制加算 | 13円/日 | 25円/日 | 37円/日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 23円/日 | 45円/日 | 67円/日 |
| 夜勤職員配置加算Ⅲ | 16円/日 | 31円/日 | 46円/日 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の100分の14に相当する単位数 | | |

３　その他の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| レクリエーション等 | 実費 |
| 複写物の交付 | １０円/枚 |
| 日常生活品の購入 | 実費　（おむつ代は除く） |
| 取消料（キャンセル料） | 利用料　１日分 |

**特別養護老人ホームサルビア荘**

**指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程**

**第１章　事業の目的及び運営の方針**

（目的）

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームサルビア荘（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

第２条　事業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び、利用者の家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るものとします。

２　事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　　特別養護老人ホーム　サルビア荘

二　所在地　　　群馬県伊勢崎市国定町２丁目２３４５番地

**第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容**

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　　一　管理者　１人（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）

事業所の従業者の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

　　二　医師　２人（嘱託）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

　　三　生活相談員　１人以上（常勤）

　　　　　利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

　　四　介護職員　２０人以上（指定介護老人福祉施設と兼務）

　　　　　利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

　五　看護職員　1人以上（常勤）

　　　　　利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

　　六　管理栄養士　１人（常勤）

　　　　　食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

　　七　機能訓練指導員　１人（常勤）【地域密着型介護老人福祉施設と兼務】

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

　　八　事務職員　３名（指定介護老人福祉施設と兼務）

　　　　　事務職員は、必要な事務を行います。

**第３章　利用定員と送迎**

（利用者の定員）

第５条　利用できる定員は１０人とします。

（通常の事業実施地域）

第６条　通常の事業実施地域は、伊勢崎市赤堀地区、東地区及びその他隣接する地区（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名、太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）を区域とします。

**第４章　設備及び備品等**

（居室）

第７条　利用者の居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。

（静養室）

第８条　事業者は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員又は看護職員室に隣接して設けます。

（食堂）

第９条　事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるデーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

（浴室）

第10条　事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

（洗面所及び便所）

第11条　事業者は、必要に応じて洗面所や便所を設けます。

（機能訓練室）

第12条　事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練機具等を備えます。

（介護職員室）

第13条　事業者は、居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

（その他の設備）

第14条　事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けます。

**第５章　同意と契約**

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第15条　事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第16条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

**第６章　サービスの提供**

（介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第17条　事業所の管理者は、介護支援専門に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

３　計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

４　計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。

５　計画作成介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、介護予防短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

（サービスの取り扱い方針）

第18条　事業者は、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（介護予防短期入所生活介護の内容）

第19条　介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

　　一　日常生活上の介護

　　二　食事の提供

　　三　機能訓練

　　四　健康管理

　　五　相談・援助

（食事の提供）

第20条　食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離礁して食堂で行うよう支援します。

２　食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

　　　朝食　　７：３０～　８：３０

　　　昼食　１２：００～１３：００

　　　夕食　１８：００～１９：００

（相談及び援助）

第21条　事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じると共に必要な助言やその他の援助を行います。

（機能訓練）

第22条　事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

（健康管理）

第23条　事業者の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

（その他のサービスの提供）

第24条　事業者は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。

２　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

（利用料及びその他の費用）

第25条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　第１項利用料及び第２項費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証の交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を減免するものとする。

５　事業者は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

　一　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

　二　滞在に要する費用

　三　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　四　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　五　送迎に要する費用

　六　理美容代

　七　その他介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

６　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

（利用料の変更等）

第26条　事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

**第７章　留意事項**

（喫煙）

第27条　喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力をいただきます。

（飲酒）

第28条　飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力をいただきます。

（衛生保持）

第29条　利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

（禁止行為）

第30条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　三　事業所の秩序、風気を乱し、安全衛生を害すること。

　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第31条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

**第８章　従業者の服務規程と質の確保**

（従業者の服務規程）

第32条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を尊守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

（衛生管理）

第33条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、　医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

２　感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

（従業者の質の確保）

第34条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

（個人情報の保護）

第35条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

**第９章　緊急時、非常時の対応**

（緊急時の対応）

第36条　従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生時の対応）

第37条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

（非常災害対策）

第38条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　事業者は、防火管理者を選任します。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、サルビア荘はこの計画に基づき、毎年９月及び３月に避難及び救出その他必要な訓練を行います。

（業務継続計画の策定等）

第39条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**第10章　虐待の防止のための措置に関する事項**

（虐待防止への取り組み）

第40条　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

**第11章　その他**

（地域との連携）

第41条　事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（勤務体制等）

第42条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

３　事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

（記録の整備）

第43条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管するものとします。

（苦情処理）

第44条　事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（掲示）

第45条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

（協力医療機関等）

第46条　事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

（その他）

第47条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

**第12章　雑　　則**

（改正）

第48条　この規程の改正は理事会の議決により行う。

附　則　　　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　　　この規程は、令和６年６月１日から施行する。

第２５条関係（別紙）

１　食費・滞在費の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| 滞在に要する費用 | 多床室　日額　８５５円 |
| 滞在に要する費用  （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者  多床室 なし |
| 第２段階認定者  多床室　　　　　日額　３７０円 |
| 第３段階認定者  多床室　　　　　日額　３７０円 |
| 食事の提供に要する費用 | 一日　　　 １，４４５円  朝食　　　 　　３４６円  昼食　　　 　　６０７円  　 夕食　　　　 　４９２円 |
| （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者 　　日額　　　　３００円 |
| 第２段階認定者 日額　　　　３９０円 |
| 第３段階認定者① 日額　　１，０００円  　　　　　　　　　② 日額　　１，３００円 |

２　併設型介護予防短期入所生活介護費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 金　額 | | |
| 区分 | 項　　目 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 従来型 | 要支援１ | 459円/日 | 918円/日 | 1,376円/日 |
| 要支援２ | 571円/日 | 1,141円/日 | 1,712円/日 |
| 加　算 | 送迎加算 | 188円/回 | 375円/回 | 562円/回 |
| 機能訓練指導体制加算 | 13円/日 | 25円/日 | 37円/日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 23円/日 | 45円/日 | 67円/日 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数の100分の14に相当する単位数 | | |

３　その他の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| レクリエーション等 | 実費 |
| 複写物の交付 | １０円/枚 |
| 日常生活品の購入 | 実費　（おむつ代は除く） |
| 取消料（キャンセル料） | 利用料　１日分 |

**社会福祉法人赤堀・東福祉会**

**地域密着型特別養護老人ホームサルビア荘**

**指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程**

**（目的）**

第１条　社会福祉法人赤堀・東福祉会が開設する特別養護老人ホームサルビア荘（以下、「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある高齢者（以下、「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

**（運営の方針）**

第２条　指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

２　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、伊勢崎市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

ものとします。

**（事業所の名称及び所在地等）**

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　　特別養護老人ホーム　サルビア荘

二　所在地　　　群馬県伊勢崎市国定町２丁目２３４５番地

**（従業者の職種、員数及び職務内容）**

第４条　事業所に勤務する従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者　　１人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

管理者は、従業者の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

二　医師　２人（嘱託）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。

三　生活相談員　１人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

四　介護職員　　７人以上（常勤）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

五　看護職員　　１人以上（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

六　管理栄養士　１人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

七　機能訓練指導員　１人（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

八　事務職員　３名（常勤、併設する特別養護老人ホームと兼務）

事務職員は、必要な事務を行います。

**（利用者の定員）**

第５条　指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、空所利用型とし、特別養護老人ホームの定員２０名以内とします。

　一　ユニット数　　　　　　２ユニット

　二　ユニットごとの定員　　１０名

**（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）**

第６条　事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

一　入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

　二　日常生活動作の機能訓練

　三　健康チェック

　四　送迎

　五　その他利用者に対する便宜の提供

２　第１項利用料及び費用等については、関係市町村から利用者負担減免確認証の交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の４分の１（老齢福祉年金受給者は２分の１）を減免するものとする。

３　事業者は、前１項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

　一　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

　二　滞在に要する費用

　三　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　四　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

　五　送迎に要する費用

　六　その他短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

４　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

**（通常の事業実施地域）**

第７条　通常の事業実施地域は、伊勢崎市を区域とします。

**（サービスの利用に当たっての留意事項）**

第８条　従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行います。

２　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

　一　気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

二　特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

　三　共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

**（緊急時の対応）**

第９条　従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

**（身体拘束の制限）**

第10条　従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

　　なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

**（虐待防止への取り組み）**

第11条　事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

**（非常災害対策）**

第12条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　事業者は、防火管理者を選任します。

３　防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

４　防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、サルビア荘はこの計画に基づき、毎年９月及び３月に避難及び救出その他必要な訓練を行います。

**（業務継続計画の策定等）**

第13条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

**（その他運営についての留意事項）**

第14条　事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

　一　採用時研修採用後３ヶ月以内

　二　各種研修会　年１回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させます。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約内容に含むものといたします。

４　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附　則

　 この規程は、平成26年４月１日から施行する。

　 この規程は、平成28年４月１日から施行する。

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

　 この規程は、平成30年８月１日から施行する。

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

第６条関係（別紙）

１　食費・滞在費の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| 滞在に要する費用 | 個室 　　　 　２，００６円／日 |
| （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者  個室 　　 ８２０円／日 |
| 第２段階認定者  個室 　　 ８２０円／日 |
| 第３段階認定者  個室 　　 １，３１０円／日 |
| 食事の提供に要する費用 | 一日　　　　 　　 　１，４４５円  朝食　　　 　 　　 ３４６円  昼食　　 　 　　 ６０７円  　 夕食 　　 　 　 ４９２円 |
| （介護保険負担限度額認定者） | 第１段階認定者 　　日額　　３００円／日 |
| 第２段階認定者 日額　　３９０円／日 |
| 第３段階認定者①　 日額　１，０００円／日  　　　　　　　　　②　 日額　１，３００円／日 |

２　地域密着型短期入所生活介護費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 金　額 | | |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| ユニット型 | 要介護１ | 716円/日 | 1,432円/日 | 2,148円/日 |
| 要介護２ | 786円/日 | 1,571円/日 | 2,356円/日 |
| 要介護３ | 862円/日 | 1,723円/日 | 2,584円/日 |
| 要介護４ | 934円/日 | 1,868円/日 | 2,801円/日 |
| 要介護５ | 1,004円/日 | 2,008円/日 | 3,012円/日 |
| 送迎加算 | | 188円/回 | 375円/回 | 562円/回 |
| 機能訓練指導体制加算 | | 13円/日 | 25円/日 | 37円/日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | | 23円/日 | 45円/日 | 67円/日 |
| 夜勤職員配置加算Ⅳ | | 21円/日 | 41円/日 | 61円/日 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | | 算定した単位数の100分の14に  相当する単位数 | | |

　地域密着型介護予防短期入所生活介護費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　目 | 金　額 | | |
| 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| ユニット型 | 要支援１ | 538円/日 | 1,076円/日 | 1,614円/日 |
| 要支援２ | 668円/日 | 1,335円/日 | 2,002円/日 |
| 送迎加算 | | 188円/回 | 375円/回 | 562円/回 |
| 機能訓練指導体制加算 | | 13円/日 | 25円/日 | 37円/日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | | 23円/日 | 45円/日 | 67円/日 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | | 算定した単位数の100分の14に  相当する単位数 | | |

３　その他の費用

|  |  |
| --- | --- |
| 費用の区分 | 費用の額 |
| レクリエーション等 | 実費 |
| 複写物の交付 | １０円/枚 |
| 日常生活品の購入 | 実費　（おむつ代は除く） |
| 取消料（キャンセル料） | 利用料　１日分 |